

第4次新庄市障がい者計画

計画期間(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

山形県新庄市

目 次

第1章 障がい者計画の概要

| | |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の基本理念 | 2 |
| 3 計画の基本目標 | 2 |
| 4 計画の位置付け | 2 |
| 5 計画の期間 | 3 |
| 6 計画の体系 | 4 |

第2章 障がい者等の動向

| | |
|--------------------|----|
| 1 本市における人口の推移 | 5 |
| 2 身体障がい者（児）の状況 | 6 |
| 3 知的障がい者（児）の状況 | 10 |
| 4 精神障がい者の状況 | 12 |
| 5 障がい者（児）支援施設の利用状況 | 13 |
| 6 障がい児の就学の状況 | 14 |
| 7 障がい者の雇用・就業の状況 | 15 |

第3章 障がい者施策の現状と課題及び施策の具体的方向

| | |
|-------------------------|----|
| 1 自立に向けた支援サービスの充実と環境の整備 | |
| (1) 生活支援の充実 | 16 |
| (2) 相談・情報提供体制の充実 | 19 |
| (3) 経済的自立に向けた支援の充実 | 20 |
| (4) 差別の解消と権利擁護の推進 | 21 |
| (5) 保健・医療サービスとの連携 | 22 |
| (6) 教育・保育・療育の充実 | 24 |
| (7) 雇用・就業の促進 | 27 |
| (8) バリアフリーの推進 | 29 |
| (9) 防災・防犯対策の推進 | 32 |
| 2 社会参加の推進 | |
| (1) 社会参加のための手段の確保 | 34 |
| (2) 社会参加の機会の拡大 | 35 |
| 3 地域で支え合う仕組みの構築 | |
| (1) 啓発・広報活動の推進 | 37 |
| (2) 地域資源の活用 | 38 |

第4章 計画の推進

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 行政における推進体制の確立 | 40 |
| 2 | 計画推進体制 | 40 |
| 3 | 市民の理解と協力及び自主的な取り組み | 40 |
| 4 | 障害者の積極的な取り組み | 40 |
| 5 | 県及び関係機関との連携 | 41 |
| 6 | 国などの動向 | 41 |
| 7 | 計画の改定 | 42 |

第5章 計画の策定体制及び経過

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 新庄市障害者福祉計画推進委員会委員名簿 | 43 |
| 2 | 計画策定までの主な経過 | 43 |

資料

| | | |
|--|-------------------------|----|
| | 街で見かける主な障がいのある人にかかわるマーク | 44 |
|--|-------------------------|----|

第1章 障がい者計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障がい者施策推進の背景として、昭和56年（1981年）の障がい者の「完全参加と平等」をテーマとする国際障がい者年を契機として障がい者に関する取組みがはじまりました。平成5年に「障害者基本法」の制定で、障がい者施策を総合的かつ体系的に推進することになりました。市町村においても「障がい者対策に関する長期計画」を策定することにより、本市でも「リハビリテーション」、「ノーマライゼーション」の理念と「完全参加と平等」の目標のもとに平成13年3月に「新庄市障がい者福祉計画」（5ヵ年）を策定し、目標の実現に向けて計画的に施策を推進してきました。

国においては、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、平成15年（2003年）4月から、それまでの「措置制度」から本人の選択による利用者を基本とした「支援費制度」へと移行しました。支援費制度は、本人の選択によるサービス利用を基本とし、障がい者福祉のあり方を大きく変える制度でしたが、利用者の急増とそれに伴う費用の増大、精神障がい者が対象外となっていたなど、様々な問題点がありました。これらの諸問題を解決すべく、平成18年4月から身体、知的、精神に共通したサービス体系への一元化を図ると共に、支援費制度の諸問題を解決すべく大幅な見直しによる、新たな「障害者自立支援法」を制定しました。

この障害者自立支援法は、これまでの障がい種別ごとに異なった制度やサービスから、身体・知的・精神に共通のサービス体系への一元化や就労支援の強化など、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がいのある人の自立と社会参加を推進することを目的としています。

さらに、これまで、生活上の困難さを抱えていたものの、法律に基づく福祉サービスを利用することに制限があるといわれていた難病等の方々も障がい者の範囲に加えるなど、障害者自立支援法を改正する形で、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が公布され、平成25年4月1日に施行されました。

また、平成18年には、障がい者の人権や基本的自由の共有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定した障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年に発効しました。これを受け、国では、平成19年9月に条約に署名し、平成26年1月に批准、同年2月に同条約は国内で発効するに至りました。

こうした状況を踏まえ、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定、障害者優先調達推進法の制定、さらに、平成25年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実

現に向け、障がい理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月1日に施行することとなりました。

このように、障がいのある人を取りまく社会経済環境の著しい変化に的確に対応し、障がい者施策を総合的に推進するため、平成23年3月に策定の「第3次新庄市障がい者計画」を見直す形で、「第4次新庄市障がい者計画」を策定しております。

2. 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、共に充実して生活し、活動できる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、身体機能回復訓練にとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において人間的な尊厳と復権、社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念とを基本理念とします。

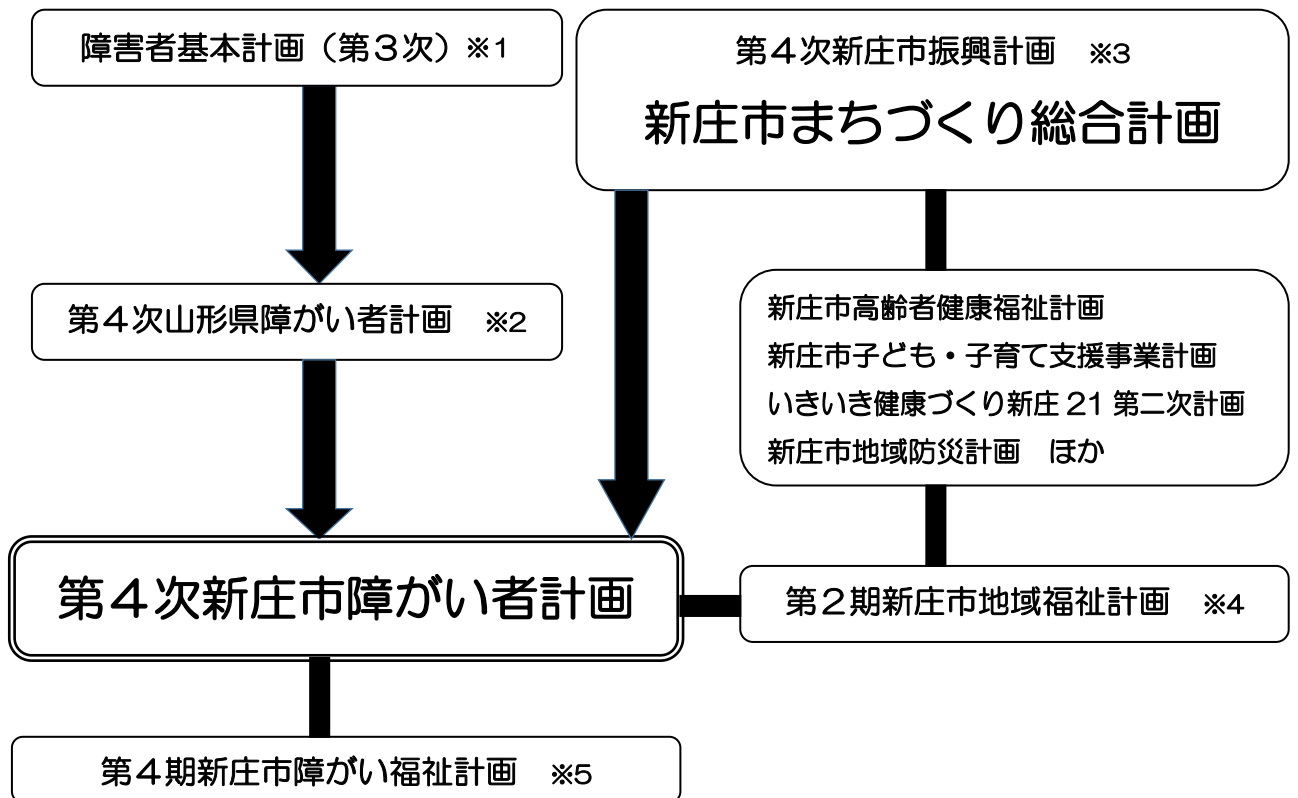
3. 計画の基本目標

「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念をふまえ、障がいの有る無しではなく、全ての人が地域社会で環境整備などにより人間として自立と尊厳をもって暮らせ、かつ、地域社会の重要な一員として完全参加と平等の「共生社会」の実現を目指すことを基本目標とします。

4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本にして、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。福祉部門のみならず保健・医療、教育、環境、まちづくり等の関係部門との連携を図り、新庄市振興計画をはじめ、新庄市地域福祉計画、新庄市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画、新庄市子ども・子育て支援事業計画、いきいき健康づくり新庄21など各部門の計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ体系的に推進するために、施策の基本的な目標と方向を示す基本計画として位置づけます。

なお、障害者総合支援法に定める介護給付や訓練等給付、地域生活支援事業での給付量の見込みや目標値設定については、第4期新庄市障がい福祉計画において定めているところであり、本計画はその内容も内包し、インフォーマルなサービスや体制等について総合的に計画づけるものです。



※1 （国）計画期間：平成25年度～平成29年度

※2 （県）計画期間：平成26年度～平成30年度

※3 市政運営の根幹となる指針を定めたもの（計画期間 平成23年度～平成32年度）

※4 社会福祉法第107条の規定に基づき、本市の地域福祉を総合的に推進するために策定したもの（計画期間：平成28年度～平成32年度）

※5 障害者総合支援法第88条に基づき、同法に規定する障害福祉サービス等の数値目標を定める計画（平成27年度～平成29年度）

5. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行なうこととします。

6. 計画の体系

| 基本施策 | 施策の具体的方向 |
|-----------------------|--------------------|
| 1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備 | (1) 生活支援の充実 |
| | (2) 相談・情報提供体制の充実 |
| | (3) 経済的自立に向けた支援の充実 |
| | (4) 差別の解消と権利擁護の推進 |
| | (5) 保健・医療サービスとの連携 |
| | (6) 教育・保育・療育の充実 |
| | (7) 雇用・就労の促進 |
| | (8) バリアフリーの推進 |
| | (9) 防災・防犯対策の推進 |
| 2 社会参加の推進 | (1) 社会参加のための手段の確保 |
| | (2) 社会参加の機会の拡大 |
| 3 地域で支え合う仕組みの構築 | (1) 啓発・広報活動の推進 |
| | (2) 地域資源の活用 |

第2章 障がい者等の動向

1 本市における人口の推移

(1) 人口

本市の人口は平成26年度末の住民基本台帳では、37,407人となっています。それまでは年度により増減はありましたが、減少傾向がつついております。

表-1 本市人口の推移

(各年度3月末日現在) (単位:人)

| 年次 | 男 | 女 | 総数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 平成22年度 | 18,548 | 20,239 | 38,387 |
| 平成23年度 | 18,269 | 19,993 | 38,262 |
| 平成24年度 | 18,135 | 20,173 | 38,308 |
| 平成25年度 | 17,899 | 19,891 | 37,790 |
| 平成26年度 | 17,751 | 19,656 | 37,407 |

(資料:住民基本台帳による)

(2) 年齢区分別人口

平成22年国勢調査における人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は5,404人(総人口に占める割合13.9%)、15~64歳未満の生産年齢人口は23,020人(同59.4%)、65歳以上の高齢人口は10,332人(同26.7%)となっています。

年齢3区分別の割合の推移では、年少人口と生産年齢人口については昭和55年以降減少を続けているのに対し、高齢人口は増加を続けております。平成27年4月1日現在では28.9%を示しており、県平均の30.0%(平成26年10月1日現在)は下回っているものの、全国平均の26.0%を上まっており、本市における高齢化が急速に進んでいると言えます。

表一 2 年齢別階層別人口の推移

(各年10月1日現在) (単位:人、%)

| 年次 | 年少人口 (0~14歳) | | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 高齢人口 (65歳以上) | | 総人口 | |
|-------|-----------------|------|--------------------|------|-----------------|------|--------|-----|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 平成2年 | 8,423 | 19.5 | 28,507 | 66.1 | 6,195 | 14.4 | 43,125 | 100 |
| 平成7年 | 7,494 | 17.5 | 27,608 | 64.4 | 7,794 | 18.2 | 42,896 | 100 |
| 平成12年 | 6,805 | 16.1 | 26,252 | 62.3 | 9,094 | 21.6 | 42,151 | 100 |
| 平成17年 | 6,120 | 15.0 | 24,694 | 60.7 | 9,892 | 24.3 | 40,717 | 100 |
| 平成22年 | 5,404 | 13.9 | 23,020 | 59.4 | 10,332 | 26.7 | 38,850 | 100 |

※平成17年 年齢不詳11人、平成22年 年齢不詳94人

(資料:国勢調査)

(4月1日現在) (単位:人、%)

| 年次 | 年少人口 (0~14歳) | | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 高齢人口 (65歳以上) | | 総人口 | |
|-------|-----------------|------|--------------------|------|-----------------|------|--------|-----|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 平成27年 | 4,790 | 12.8 | 21,792 | 58.3 | 10,825 | 28.9 | 37,407 | 100 |

(資料:住民基本台帳による)

2 身体障がい者(児)の状況

(1) 身体障がい者(児)の状況

本市の身体障がい者(児)数は、平成27年3月31日現在で、1,849人となっています。その内訳は、18歳以上の身体障がい者が1,828人、18歳未満の身体障がい児が21人となっています。5年前(平成23年3月末、2,009人)と比べると約8%の減少となっています。

この5年間の推移を人口千人当りの人数で比べると、平成22年度末の51.8人から平成26年度末の49.4人と減少傾向にあります。

表一 3 身体障がい者(児)数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人)

| 年度 | 人口 | 身体障がい者 (18歳以上) | 身体障がい児 (18歳未満) | 総数 | 人口千人当りの障がい者数 |
|----|--------|-------------------|-------------------|-------|--------------|
| 22 | 38,787 | 1,991 | 18 | 2,009 | 51.8 |
| 23 | 38,262 | 2,036 | 23 | 2,059 | 53.8 |
| 24 | 38,308 | 1,933 | 24 | 1,957 | 51.1 |
| 25 | 37,790 | 1,830 | 23 | 1,853 | 49.0 |
| 26 | 37,407 | 1,828 | 21 | 1,849 | 49.4 |

(資料:市成人福祉課)

(2) 障がいの種類

障がいの部位別に見てみますと、平成27年3月31日現在において、肢体不自由が1,020人（全体の55.2%）と過半数を占めており、次いで内部障がい者が513人（同27.7%）と年々構成割合が高くなっています。

障がい児では、肢体不自由が12人（全体の57.1%）で、過半数を占めている状況にあります。

表-4 障がい種類別身体障がい者（児）数の推移

（各年度3月31日現在）（単位：人、%）

| 年 度 | | 視 覚 | 聴覚平衡機能 | 音声・言語 | 肢 体 | 内 部 | 計 |
|-----|------|----------|----------|---------|-------------|-----------|-------|
| 22 | 障がい児 | 1 | 2 | 0 | 13 | 2 | 18 |
| | 障がい者 | 160 | 152 | 22 | 1,116 | 541 | 1,991 |
| | 計 | 161(8.0) | 154(7.7) | 22(1.1) | 1,129(56.2) | 543(27.0) | 2,009 |
| 23 | 障がい児 | 1 | 2 | 1 | 16 | 3 | 23 |
| | 障がい者 | 158 | 152 | 21 | 1,139 | 566 | 2,036 |
| | 計 | 159(7.7) | 154(7.5) | 22(1.1) | 1,155(56.1) | 569(27.6) | 2,059 |
| 24 | 障がい児 | 1 | 4 | 1 | 15 | 3 | 24 |
| | 障がい者 | 148 | 151 | 21 | 1,084 | 529 | 1,933 |
| | 計 | 149(7.6) | 155(7.9) | 22(1.1) | 1,099(56.2) | 532(27.2) | 1,957 |
| 25 | 障がい児 | 0 | 5 | 1 | 14 | 3 | 23 |
| | 障がい者 | 136 | 147 | 23 | 1,024 | 500 | 1,830 |
| | 計 | 136(7.3) | 152(8.2) | 24(1.3) | 1,038(56.0) | 503(27.1) | 1,853 |
| 26 | 障がい児 | 0 | 5 | 1 | 12 | 3 | 21 |
| | 障がい者 | 134 | 153 | 23 | 1,008 | 510 | 1,828 |
| | 計 | 134(7.2) | 158(8.6) | 24(1.3) | 1,020(55.2) | 513(27.7) | 1,849 |

表中（ ）内は各障がい部位別の割合

（資料：市成人福祉課）

(3) 障がいの程度

障がい者の程度別を身体障害者手帳所持状況で見ますと、平成27年3月31日現在における障がい者数では、1級が574人（全体の31.4%）と一番多く、続いて4級が440人（同24.1%）、2級が243人（同13.3%）、3級が290人（同15.9%）となっています。

この5年間の推移を見ますと、特に1級手帳所持者の全体に占める割合が高く、増加傾向がみられ、他は横ばいか微減の傾向となっています。

障がい児については、1級手帳所持者が全体の約4割を占めています。

表－5 障がい程度別身体障がい者数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人、%)

| 年度 | 1 級 | | 2 級 | | 3 級 | | 4 級 | | 5 級 | | 6 級 | | 計 |
|----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 |
| 22 | 673 | 33.8 | 315 | 15.8 | 311 | 15.7 | 419 | 21.0 | 139 | 7.0 | 134 | 6.7 | 1,991 |
| 23 | 658 | 32.4 | 306 | 15.0 | 314 | 15.4 | 458 | 22.5 | 161 | 7.9 | 139 | 6.8 | 2,036 |
| 24 | 621 | 32.1 | 277 | 14.3 | 306 | 15.9 | 447 | 23.1 | 149 | 7.7 | 133 | 6.9 | 1,933 |
| 25 | 580 | 31.7 | 246 | 13.5 | 291 | 15.9 | 440 | 24.0 | 144 | 7.9 | 129 | 7.0 | 1,830 |
| 26 | 574 | 31.4 | 243 | 13.3 | 290 | 15.9 | 440 | 24.1 | 148 | 8.0 | 133 | 7.3 | 1,828 |

(資料:市成人福祉課)

表－6 障がい程度別身体障がい児数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人、%)

| 年度 | 1 級 | | 2 級 | | 3 級 | | 4 級 | | 5 級 | | 6 級 | | 計 |
|----|-----|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 |
| 22 | 12 | 66.7 | 2 | 11.1 | 2 | 11.1 | 1 | 5.6 | 0 | 0.0 | 1 | 5.5 | 18 |
| 23 | 13 | 56.5 | 4 | 17.4 | 3 | 13.0 | 1 | 4.4 | 0 | 0.0 | 2 | 8.7 | 23 |
| 24 | 13 | 54.2 | 4 | 16.6 | 3 | 12.5 | 1 | 4.2 | 0 | 0.0 | 3 | 12.5 | 24 |
| 25 | 12 | 52.2 | 3 | 13.0 | 4 | 17.4 | 1 | 4.4 | 0 | 0.0 | 3 | 13.0 | 23 |
| 26 | 9 | 42.9 | 4 | 19.0 | 3 | 14.3 | 1 | 4.8 | 0 | 0.0 | 4 | 19.0 | 21 |

(資料:市成人福祉課)

(4) 年齢の構成

年齢別では、平成27年3月31日現在で、18歳未満が21人(全体の1.1%)、18歳以上65歳未満が514人(同27.8%)、65歳以上が、1,314人(同71.1%)となっています。

この5年間の推移では、65歳以上の障がい者数が他の年齢層に比べて大幅な増加傾向にあります。

表-7 年齢別身体障がい者(児)数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人、%)

| 年 度 | 18歳未満 | | 18~65未満 | | 65歳以上 | | 総 数 |
|-----|-------|-----|---------|------|-------|------|-------|
| | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 | 人 数 | 割 合 | 人 数 |
| 22 | 18 | 0.9 | 579 | 28.8 | 1,412 | 70.3 | 2,009 |
| 23 | 23 | 1.1 | 566 | 27.5 | 1,470 | 71.4 | 2,059 |
| 24 | 24 | 1.2 | 565 | 28.9 | 1,368 | 69.9 | 1,957 |
| 25 | 23 | 1.2 | 541 | 29.2 | 1,289 | 69.6 | 1,853 |
| 26 | 21 | 1.1 | 514 | 27.8 | 1,314 | 71.1 | 1,849 |

(資料:市成人福祉課)

表-8 自立支援医療(更生医療、育成医療)の推移

(更生医療)

(単位:人)

| 年度 | 視覚 | 聴覚 平衡 | 音声 言語 | 肢体 体幹 | 心臓 | 腎臓 | 合計 |
|----|----|----------|----------|----------|----|----|----|
| 24 | 0 | 0 | 0 | 13 | 17 | 2 | 32 |
| 25 | 0 | 0 | 0 | 16 | 17 | 2 | 35 |
| 26 | 0 | 0 | 0 | 17 | 16 | 5 | 38 |

(育成医療)

(単位:人)

| 年度 | 視覚 | 聴覚 平衡 | 音声 言語 | 肢体 体幹 | 心臓 | その他 | 合計 |
|----|----|----------|----------|----------|----|-----|----|
| 25 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 8 |
| 26 | 1 | 0 | 3 | 3 | 1 | 1 | 9 |

(資料:市成人福祉課)

3 知的障がい者（児）の状況

(1) 知的障がい者（児）の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成27年3月31日現在で249人となっています。その内訳は、18歳以上の知的障がい者が205人、18歳未満の知的障がい児が44人となっています。

ここ5年間の推移を見てみますと、障がい者福祉制度の充実と制度が浸透してきたこともあり、障がい者数は緩やかな増加傾向にあります。

表－8 知的障がい者（児）数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人)

| 年 度 | 知的障がい者 (18歳以上) | 知的障がい児 (18歳未満) | 総 数 |
|-----|-------------------|-------------------|-----|
| 22 | 191 | 27 | 218 |
| 23 | 191 | 34 | 225 |
| 24 | 193 | 43 | 236 |
| 25 | 201 | 42 | 243 |
| 26 | 205 | 44 | 249 |

(資料:市成人福祉課)

(2) 障がいの程度

障がいの程度別に見てみると、障がい者では、重度(A)が72人(全体の28.9%)で、中・軽度(B)が177人(同71.1%)となっています。

障がい児では、重度(A)が9人(全体の20.5%)、中・軽度(B)が35人(同79.5%)となっています。

ここ5年間の推移を見てみると障がい者の中・軽度の療育手帳所持者の数が増加傾向にあります。

表－9 障がい程度別知的障がい者数の推移

(各年度3月31日現在) (単位:人、%)

| 年 度 | 重度(A) | | 中・軽度(B) | | 計 人 数 |
|-----|-------|------|---------|------|----------|
| | 人 数 | 割合 | 人 数 | 割合 | |
| 22 | 71 | 32.6 | 147 | 67.4 | 218 |
| 23 | 69 | 30.7 | 156 | 69.3 | 225 |
| 24 | 71 | 30.1 | 165 | 69.9 | 236 |
| 25 | 68 | 28.0 | 175 | 72.0 | 243 |
| 26 | 72 | 28.9 | 177 | 71.1 | 249 |

(資料:市成人福祉課)

表－１０ 障がい程度別知的障がい児数の推移

(各年度３月３１日現在) (単位：人、%)

| 年 度 | 重度 (A) | | 中・軽度 (B) | | 計 |
|-----|--------|------|----------|------|-----|
| | 人 数 | 割合 | 人 数 | 割合 | 人 数 |
| 22 | 6 | 22.2 | 21 | 77.8 | 27 |
| 23 | 6 | 17.6 | 28 | 82.4 | 34 |
| 24 | 8 | 18.6 | 35 | 81.4 | 43 |
| 25 | 7 | 16.7 | 35 | 83.3 | 42 |
| 26 | 9 | 20.5 | 35 | 79.5 | 44 |

(資料：市成人福祉課)

(3) 年齢の構成

年齢別に見てみると、18歳未満が41人(全体の16.5%)、18歳以上65歳未満が182人(同73.1%)、65歳以上が26人(同10.4%)となっており、65歳未満が圧倒的に多く、高齢者は少ない状況にあります。

表－１１ 年齢別知的障がい者(児)数の推移

(平成27年3月31日現在) (単位：人、%)

| 区 分 | 人 数 | 割 合 |
|----------|-----|-------|
| 18歳未満 | 41 | 16.5 |
| 18～65歳未満 | 182 | 73.1 |
| 65歳以上 | 26 | 10.4 |
| 総 計 | 249 | 100.0 |

(資料：市成人福祉課)

4 精神障がい者の状況

平成27年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が58人、2級が65人、3級が36人の計159人となっています。

この5年間の推移をみてみますと、全体の件数は増加傾向を示しており、特に2級所持者の増加が目立ってきています。

また、自立支援医療費（精神通院医療）の受給者については、年々増加傾向にあります。

表－12 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

（各年度3月31日現在）（単位：人、％）

| 年度 | 1級 | | 2級 | | 3級 | | 合計 |
|----|----|--------|----|--------|----|--------|-----|
| 22 | 59 | (44.3) | 55 | (41.4) | 19 | (14.3) | 133 |
| 23 | 51 | (39.8) | 49 | (38.3) | 28 | (21.9) | 128 |
| 24 | 59 | (42.1) | 49 | (35.0) | 32 | (22.9) | 140 |
| 25 | 55 | (35.5) | 64 | (41.3) | 36 | (23.2) | 155 |
| 26 | 58 | (36.5) | 65 | (40.9) | 36 | (22.6) | 159 |

（資料：市成人福祉課）

表－13 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

（各年度3月31日現在）（単位：人）

| 年度 | 受給者数 |
|----|------|
| 22 | 309 |
| 23 | 303 |
| 24 | 325 |
| 25 | 348 |
| 26 | 360 |

（資料：市成人福祉課）

5 障がい者（児）支援施設の利用状況

(1) 障がい者（児）施設入所者数

平成27年3月31日現在における障がい者支援施設の入所者数は76人です。施設別の内訳をみると、「清流園」の入所者が23人（全体の30.3%）と一番多くなっています。また、障がい児の施設入所数は、平成27年3月31日現在で1人となっています。

表-14 身体障がい児施設入所者数

（平成27年3月31日現在）（単位：人）

| 施設名 | 入所者数 |
|-------------------------------|------|
| 山形県立総合療育訓練センター医療型障害児入所施設（上山市） | 1 |
| 独立行政法人国立病院機構山形病院（山形市） | 0 |
| 独立行政法人国立病院機構米沢病院（米沢市） | 0 |
| 山形県立最上学園（新庄市） | 0 |
| 山形県立やまなみ学園（長井市） | 0 |
| 山形県立鳥海学園（遊佐町） | 0 |
| 合計 | 1 |

（資料：市成人福祉課）

表-15 障がい者支援施設入所者数

（平成27年3月31日現在）（単位：人）

| 施設名 | 入所者数 |
|-----------------------------|------|
| 指定障害者支援施設清流園（戸沢村） | 23 |
| 障がい者支援施設光生園（舟形町） | 19 |
| 最上ふれあい学園（最上町） | 1 |
| 障害者支援施設新生園（尾花沢市） | 4 |
| 障がい者支援施設山形県リハビリセンター（山形市） | 4 |
| 山形県立総合コロニー希望が丘（川西町） | 11 |
| しょうがい者支援施設栄光園（米沢市） | 4 |
| 障害者支援施設パシオ（北海道美唄市） | 1 |
| 独立行政法人国立病院機構山形病院（山形市） | 4 |
| 独立行政法人国立病院機構米沢病院（米沢市） | 2 |
| 独立行政法人国立病院機構西多賀病院（宮城県仙台市） | 1 |
| 独立行政法人国立病院機構あきた病院（秋田県由利本荘市） | 2 |
| 合計 | 76 |

（資料：市成人福祉課）

6 障がい児の就学の状況

平成27年5月1日現在における特別支援教育諸学校や特別支援学級等に在学している児童生徒は全体で109人となっており、その内訳を見てもと特別支援教育諸学校の30人、小中学校の特別支援学級40人、通級の39人となっています。

特別支援教育諸学校の在学者数は、ろう学校0人、養護学校30人となっています。

表－16 特別支援教育諸学校在学者数

(平成27年5月1日現在) (単位：人)

| ろう学校 | | 養護学校 | | 総 数 | |
|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 小学部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 | 小学部 | 中学部 |
| 0 | 0 | 16 | 14 | 16 | 14 |

(資料：市教育委員会)

小学校における特別支援学級は、新庄小学校、沼田小学校、日新小学校、北辰小学校、萩野小学校、升形小学校の6校で13学級23人、また、中学校における特別支援学級は、新庄中学校、明倫中学校、日新中学校、萩野中学校の4校で8学級17人という状況になっています。

表－17 小中学校特別支援学級の学級数及び在学者数

(平成27年5月1日現在) (単位：人)

| 小学校 | | 中学校 | | 総 数 | |
|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 学級数 | 児童数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 児童・生徒数 |
| 13 | 23 | 8 | 17 | 21 | 40 |

(資料：市教育委員会)

通級による指導を受けている児童生徒は、小学校児童のみの39人で、就学猶予及び免除されている児童生徒はいない状況にあります。

表－18 通級による指導を受けている児童生徒数及び就学猶予・免除者数

(平成27年5月1日現在) (単位：人)

| 通級による指導を受けている児童生徒数 | | | 就学猶予・免除者 | | |
|--------------------|--------|-----|----------|--------|-----|
| 小学校児童数 | 中学校生徒数 | 総 数 | 小学校児童数 | 中学校生徒数 | 総 数 |
| 39 | 0 | 39 | 0 | 0 | 0 |

(資料：市教育委員会)

7 障がい者の雇用・就業の状況

平成27年6月1日現在における新庄公共職業安定所管内の従業員数50人以上の民間企業で雇用される障がい者数は288人(重度は2名とカウント)となっており、雇用率は4.38%と、全国、山形県を大きく上回っている状況にあります。

**表-19 民間企業における障がい者雇用状況の推移
(新庄公共職業安定所管内)**

(各年度6月1日現在) (単位:人、%)

| 年 度 | 企業数 | 常用労働者数 | 基礎労働者数 | 障害者数 (カウント) | 雇用率 | | | 雇用数達関企業 | |
|-----|-----|---------|---------|----------------|------|------|------|---------|--------|
| | | | | | 新庄所 | 山形県 | 全国 | 企業数 | 達成割合 |
| 21 | 45 | 5,347.0 | 5,117.0 | 72.0 | 1.41 | 1.56 | 1.63 | 18 | 40.00% |
| 22 | 43 | 5,208.0 | 4,999.0 | 70.0 | 1.40 | 1.58 | 1.68 | 18 | 41.86% |
| 23 | 47 | 5,542.0 | 5,377.0 | 84.0 | 1.56 | 1.55 | 1.65 | 21 | 44.68% |
| 24 | 50 | 5,903.0 | 5,705.0 | 171.0 | 3.00 | 1.64 | 1.69 | 29 | 58.00% |
| 25 | 58 | 6,620.0 | 6,344.0 | 222.0 | 3.50 | 1.79 | 1.76 | 31 | 53.45% |
| 26 | 60 | 6,787.5 | 6,500.5 | 249.5 | 3.84 | 1.88 | 1.82 | 38 | 63.33% |
| 27 | 59 | 6,843.5 | 6,577.5 | 288.0 | 4.38 | 1.93 | 1.88 | 40 | 67.80% |

(資料:新庄公共職業安定所)

※企業数は管内に本社のある法人で、基礎労働者数(常用労働者数から除外率を控除したもの)50人以上(平成24年度までは56人)以上の企業数。

表-20 最上障害者就業・生活支援センター 登録者数

(平成27年10月末現在) (単位:人)

| 項 目 | 身体障がい者 | 知的障がい者 | 精神障がい者 | その他 | 合計 |
|-----|--------|--------|--------|-----|-----|
| 在職中 | 65 | 81 | 79 | 6 | 231 |
| 求職中 | 31 | 54 | 60 | 6 | 151 |
| その他 | 0 | 7 | 1 | 1 | 9 |
| 合 計 | 96 | 142 | 140 | 13 | 391 |

(資料:最上障害者就業・生活支援センター)

第3章 障がい者施策の現状と課題 及び施策の具体的方向

基本施策 1 自立に向けた支援サービスの充実と環境の整備

(1) 生活支援の充実

(現状と課題)

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、生活基盤の整備とともに、障がいのある人とそれを支える家族に対して適切な生活支援を行う必要があります。

障がい福祉サービスについては、地域での生活支援のため、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付や地域生活支援事業などのサービスを提供しています。また、市独自のサービスも実施していますが、特に、冬期間の除雪については、本市のような豪雪地域では、障がいのある人にとっては、毎年難儀な状況となっていますので、このような中、他から支援の得られない低所得者の障がい者世帯や高齢者世帯に対して、安心して生活していただけるよう除雪サービスを実施しています。しかし、そうした世帯へは道路除雪後の雪おき処理や豪雪時の度重なる雪下ろし等について、すべてを支援することも困難であり、市社会福祉協議会に登録された除雪ボランティアの活用等を検討する必要があります。

また、グループホームを行う事業所が6事業所に増え、入所施設を退所し新庄市で暮らす人や、介護者の高齢化により支援を受けられなくなった人がグループホームを利用するなど、今まで入所施設に頼っていた障がいのある人が地域で暮らすことができるようになっていきます。

在宅サービス（居宅介護等）についても、利用者が年々増加傾向にあることに加え、発達障がい、高次脳機能障がいがある人、難病等の患者の方もサービスを利用できることとなったため、サービスを利用される人が今後増えていくことが見込まれます。

また、施設に入所している人で、地域で暮らすための訓練を行っている人や障がいがある原因で入院している人の退院後の社会復帰などを支援する体制を整える必要があります。

今後は、利用者の増加、多様化する個々のニーズに対応する福祉サービスの提供や提供量の確保に努める必要があります。

(施策の具体的方向)

- ① 訪問によるサービス提供体制の充実
 - ・障がい者の安定した在宅生活の支援に向け、必要な方が必要な量の支援を受けられるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービス提供体制の充実を図ります。
- ② 日中活動に関するサービス提供体制の充実
 - ・障がい者が地域で自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、生活介護や就労支援A型・B型事業所などの就労継続支援事業を中心に、サービスの充実を促進します。
- ③ 居住の場に関するサービス提供体制の充実
 - ・自立した生活を希望する方の地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場として、グループホームの整備等、サービス提供の充実を図ります。
- ④ 施設や病院から地域への移行に関するサービスの周知と利用促進
 - ・入所施設や精神科病院から地域生活に移行するための地域移行支援・地域定着支援サービスの周知及び利用の促進を図ります。
- ⑤ 補装具・日常生活用具等の給付の充実
 - ・障がい者の日常生活を支援するため、給付品目の充実や制度の周知を図ります。
- ⑥ 在宅福祉サービス提供体制の充実
 - ・住み慣れた地域で生活を継続していける環境整備を推進し、在宅福祉サービス提供体制の充実を図ります。
 - ・現在の障がい者世帯除雪サービス事業等について、安全な生活空間の確保のため継続拡大に努めます。また、障がい者にやさしい除雪体制の充実を図ります。

○本市が実施している主な在宅福祉サービスの状況

| 事業名 | 事業内容 | 平成26年度実績 |
|--------------------|--|--------------------------------|
| 手話奉仕員派遣 | 聴覚、音声機能又は言語機能に障がいを持つ者が、健常者との意思疎通を図るために手話奉仕員を派遣 | 23件 |
| 声の広報 | 重度の視覚障がいを持つ方に市報、お知らせ版、議会報の内容を発行ごとにテープに録音して送付 | 6世帯 |
| 除雪サービス | 心身障がい者世帯であって、支援の得られない低所得者で、自力で除雪することが困難な世帯への除雪サービス（本人及び生計中心者の所得税が非課税） | 雪おろし 11世帯 玄関前除雪 15世帯 |
| 重度身体障害者介護用車両改造費等助成 | 自ら運転できない重度心身障がい者を介護するために自動車を改造又は購入する費用の一部を助成（限度額：県10万円、市10万円） | 件数 0件 |
| 紙おむつ支給 | ねたきり期間が3ヶ月以上で、常時失禁状態にある在宅の重度心身障がい者がいる所得税が非課税の世帯に、毎月基準額以内で紙おむつを支給 | 9人 |
| 福祉タクシー利用助成 | 心身障がい者がタクシーを利用する場合にタクシー券（1枚330円）を交付 身体障害者手帳1級、療育手帳A、 精神福祉手帳1級 年間15枚 身体障害者手帳2級 年間12枚 | 交付人数 172人 利用枚数 1,565枚 |
| 給油費助成 | 自動車税の減免を受けた自家用車の給油費の一部を助成する給油券を交付 身体障害者手帳1、2級、療育手帳A 1枚330円の利用券を年間12枚 | 交付人数 52人 利用枚数 572枚 |
| 重度身体障害者移送サービス助成 | 身体障害者手帳2級以上で、リフト付車両以外での移送が不可能な方に利用料金の一部助成（生計中心者の所得税14万円未満の世帯） 1枚2,000円の利用券を年間12枚 | 交付人数 35人 利用枚数 173枚 |
| 障がい者スポーツ教室 | 障がい者の健康保持と障がい者スポーツの普及を促進するためスポーツ教室を開催 | 参加者 137人 |
| 障がい者芸術・文化講座 | 障がい者の社会参加促進を図るため、講座を開催し作品を展示紹介する | 参加者 72人 |

(2) 相談・情報提供体制の充実

(現状と課題)

本市では、障がいのある人の相談機関として、本市をはじめ、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者相談員などがありますが、身体障がい、知的障がい、精神障がいをはじめ、発達障がい、高次脳機能障がいのある人や家族が困ったときに相談する場所が分からない、なかなか市役所には相談に行きにくいなどの意見もあり、気軽に相談できる環境づくりが求められています。そのため、今後の相談支援体制のあり方について検討するとともに、相談に携わる職員の技能や知識の向上を図る必要があります。

情報を入手しにくい立場にある視覚、聴覚障がい者については、手話奉仕員の派遣や声の広報等の福祉サービスで支援をしていますが、得られる情報やコミュニケーション手段が限られている状況にあります。

また、本市には手話奉仕員は10人登録いただいておりますが、手話通訳士の資格をもつ人がいない状況が続いており、障がい者の意思をよりよく伝えるうえでも、手話通訳士の育成が必要です。

聴覚障がい者のコミュニケーション手段としてファックス等の通信機器が普及していますが、これも相手先が限定されるものであって、障がい者のニーズに全て対応できるものとはなっていません。

最近では、ICT（情報通信技術）の開発が進んでおり、新たなコミュニケーション手段として、携帯電話やパソコン等によるメールが急速に普及しています。障がい者のニーズに対応するために、これらの技術の利用についても検討が必要です。

また、障がい者の自立や社会参加を促進するうえでも、個人間の情報格差を早急に解消していくことも必要です。

(施策の具体的方向)

① 相談支援体制の充実

- ・地域における相談支援体制を構築するため、中心となる総合的な相談窓口である相談支援センターなどに気軽に相談できるような場所や体制づくりに取り組むとともに、相談支援事業者との連携により、障がいのある人やその家族の相談に対して必要な支援や情報を適切に提供できる体制を整備します。障がいを原因にひきこもっている人や家族が相談しやすい体制づくりに努めます。また、様々な機会や媒体を通じて障がいのある人やその家族に相談窓口や支援体制の周知を行います。
- ・相談支援に携わる職員の技能向上に資する研修へ積極的に参加し、知識や技能の向上を図ります。
- ・市、相談支援事業所、医療機関、保健所、児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい者支援センターなどの相談機関と連携して、精神障がい、発達障が

い、高次脳機能障がい、難病患者やその家族の相談など、専門的な相談を受けることができる体制づくりに取り組みます。

② 最上地区自立支援協議会との連携強化

- ・保健、医療、教育、就労、福祉などの関係機関が、障がい者への支援について協議する最上地区障害者自立支援協議会を通して、事業者、障がい者団体及び行政との連携強化を図ります。
- ・最上地区自立支援協議会において、参加機関の情報を共有することで相談支援に関する知識や技術の向上を図ります。また、困難ケースについては、最上地区自立支援協議会の個別支援会議により、個別の支援体制を確立し支援します。

③ 地域での相談窓口の充実

- ・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員については、地域におけるピアカウンセリングの担い手として、その育成を図ります。
- ・精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。

④ 福祉情報提供体制の充実

- ・「福祉サービスのおしらせ」や新庄市ホームページ及び「広報しんじょう」等により、障がい者に対する情報提供を図ります。また、福祉制度における出前講座等を活用していただき、福祉制度についての説明会を必要に応じ開催していくとともに、関係団体との情報交換の機会の確保を図ります。
- ・声、手話、点字等の様々な方法による情報提供サービスの充実に努めます。
- ・「声の広報」の更なる充実を図るため、今はカセットテープに録音したものを送付していますが、今後はデジタルメディアへ移行を進めるために、パンフレット等に音声コードを付すなど新しい技術媒体での活用を検討していきます。
- ・障がい者福祉サービス制度のパンフレットを作成し、市広報への障がい者関係情報の掲載に努め、各種制度の周知を図ります。

(3) 経済的自立に向けた支援の充実

(現状と課題)

障がいのある人に対する所得保障は、障がいのある人の経済的自立を図る上で極めて重要な役割を果たしています。障害年金等の各種年金制度や、障がいによる特別の負担に着目した負担軽減を図るために支給される各種手当制度は、障がい者の方々が地域で自立した生活を送り、生活基盤を安定させるために必要不可欠なものとなっています。

障がい者の方々が各種手当、給付の制度を有効に活用ができるよう引き続き制度の周知を図っていく必要があります。

(施策の具体的方向)

① 各種手当、給付等の制度の周知と利用促進

- ・障がい者が自立した生活を送ることができるよう、「障害基礎年金」の制度や「特別障害者手当」等の法に基づく手当及び、「おむつ支給事業」等のサービスの適切な利用を促進するため、「広報しんじょう」や「福祉サービスのお知らせ」等により周知を図ります。

主な手当、給付等

- ・障害基礎年金 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当
- ・心身障害者扶養共済 ・在宅酸素療法者支援助成金
- ・人工透析患者通院交通費助成金 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入支援

(4) 差別の解消と権利擁護の推進

(現状と課題)

国では、平成23年8月の「障害者基本法」の改正により、障がいを理由とする差別の禁止が明示され、平成25年6月には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行されることになりました。本市においても、障がいの有無にかかわらず皆が共生できる社会を目指して、障がいを理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう取組みを進めていく必要があります。

また、「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されました。本市でも、障がい者虐待に関する相談・通報の窓口を設け、制度の周知に努めていますが、今後も、関係機関等との連携を強化し、虐待を防止するための体制の充実を図る必要があります。

さらに、障がい者の権利擁護や財産管理の支援については、成年後見制度利用援助事業や、市社会福祉協議会により福祉サービス利用援助事業が実施されています。

今後もこれらの事業の着実な実施に努めるとともに、制度の普及啓発を図る必要があります。

(施策の具体的方向)

① 差別の解消に向けた取組みの推進

- ・障がいを理由とする差別の解消を図るため「障害者差別解消法」が平成25年6月に公布され、平成28年4月から施行されることとなりました。法施行に向けて、国の基本方針を踏まえ、市としての対応要領に向けた検討や、障がい者からの相談を受ける体制の整備、解決に向けた関係機関の連携の仕組みづくり、市民への普及

啓発などの対応を進めながら、障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組みの推進を図ります。

- ② 障がい者虐待の防止に係る支援体制の充実
 - ・「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待に関する周知・啓発を図るとともに、相談や通報を受付け、児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者暴力防止の各関係機関と連携しながら、虐待の防止に努めます。
 - ・虐待防止に向けた関係機関との連携協力体制の構築に取り組みます。
- ③ 成年後見制度の利用の促進
 - ・判断能力が十分ではなく、後見人等の選任申立てを行う親族が居ない知的障がい者や精神障がい者の方について、市長が家庭裁判所に申立てを行います。また、市社会福祉協議会での法人後見の実施に向けた体制整備の取組みに協力していきます。
- ④ 日常生活自立支援制度の利用の促進
 - ・市社会福祉協議会と連携しながら、知的障がい者、精神障がい者などの権利擁護のため、成年後見制度とともに利用促進を図っていきます。

(5) 保健・医療サービスとの連携

(現状と課題)

障がいを未然に防ぐためには、常日頃から健康管理や疾病予防に努めることが重要です。本市では、障がいの発生予防や早期医療対策として妊産婦・乳幼児健診等を実施している他、特定健康診査、健康診査等に取り組んできています。

健やかな発育及び疾病や異常の早期発見のために、妊産婦への健康相談をはじめとして、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児の乳幼児健康診査を行うとともに、保健指導及び訪問指導を実施しています。本市の乳幼児健康診査受診率は高い水準で推移しており、疾病や障がいの早期発見、早期治療、療育に大きな効果を上げています。今後とも関係機関等と連携した支援が求められています。

壮年期に多く現れる生活習慣病の予防対策としては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査や各種の健康教室を実施しています。今後は、より一層受診率を高めるために啓発と健康診査の充実を図るとともに、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣をつくるなど、健康管理の啓発活動を推進していく必要があります。そのほかにも、疾病予防の観点から、食生活改善の栄養教室の実施や毎年開催している市民健康福祉まつり、市民が気軽に参加できるイベントなどを通じて健康づくり活動を推進していく必要があります。

今後は、平成26年3月に策定された「いきいき健康づくり新庄21第二次計画」にもとづき、疾病を予防する一次予防、疾病の早期発見、早期治療のための二次予防、疾病の重症化予防の各対策の推進が必要であります。

一方、障がい者は、医療機関への通院、入院をする場合が多いため、医療費が大きな負担となっています。障がい者に関する医療としては、一般的な医療に加えて障がいの軽減を図るために、18歳未満を対象とした育成医療と18歳以上を対象とした更生医療があります。また、医療費の自己負担分を軽減する制度として重度心身障がい（児）者医療があります。

また、平成18年4月から「自立支援医療」が設定され、これまでの更生医療、育成医療、精神通院医療費公費負担制度が見直され、医療費の負担は原則1割となりました。精神障がいは、疾病と障がいを併せ持つ特性から、継続的な医療の充実と相談支援が求められています。治療の中断は、疾病の再発や障がいの遷延化を招くことも少なくないため、精神障がい者通院医療では、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対し、通院医療費の助成が講じられています。

保健対策として、最上保健所では相談支援事業として専門医による「こころの健康相談」を実施しており、精神障がいの早期発見、適切な治療に繋がっています。さらに、障がい者の自立と社会参加を促進する支援を行っています。

（施策の具体的方向）

① 予防・早期発見体制の充実

- ・障がいの発生予防と早期発見のため、市保健センターを核として妊産婦の健康相談や乳幼児に対する健康診査並びに訪問指導等の適切な実施について推進を図ります。また、発育・発達の健康相談のため「すこやかこども相談」を継続実施します。健診後の相談や保健指導においては、山形県立総合療育訓練センター等との関係機関との連携強化を進めます。
- ・中途障がいの大きな原因となる生活習慣病を予防するため、健康診査及び健康相談並びに訪問指導や各種健康教室の充実に努めます。
- ・生活習慣病予防対策としては、幼少期からの啓発が大切であることから、保育所、小中学校等との連携を図りながら、「子ども料理教室」の開催等を実施し食育に取り組み生活習慣の改善を行います。
- ・地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する相談の提供機会の充実を図ります。
- ・地域住民の疾病等の予防に関する理解を深めるため、食生活改善の指導講習会や「市民健康福祉まつり」を効果的に開催するとともに、高齢者を対象とした介護予防のための普及啓発事業を展開します。
- ・脳卒中後遺症患者友の会「露の会」の活動を支援していきます。
- ・市地域包括支援センターにおいて、障がいをもつ高齢者の介護予防に資するリハビリテーションの実施等に関し、かかりつけ医との連携を強化します。
- ・身体機能の低下により、障がいを招きやすい高齢者に対して、機能低下防止のためのリハビリテーションの充実を図ります。
- ・障がいの早期発見と障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供

を医療機関に働きかけます。

② 医療費の負担軽減制度の周知と利用の促進

- ・更生医療、育成医療及び精神通院医療の自立支援医療制度、重度心身障がい児（者）医療等の各医療制度について、制度の周知と適切な利用の促進を図ります。

③ 様々な障がいへの支援の充実

- ・障がいに対する理解を深め、対応等を学びあうため、医療機関や事業者等の関係機関と連携しながら、精神障がい者家族教室の定期開催を継続します。
- ・発達障がいや高次脳機能障がい等の様々な障がいのある方への支援体制の整備を図っていくとともに、難病の患者の方々について、それぞれのニーズに応じて、障がい福祉サービスの利用促進を図っていきます。
- ・精神障がいの早期発見、適切な治療に繋げるために、専門医による「こころの健康相談」を継続実施し、さらなる相談等の提供機会の充実を図ると共に相談体制の充実を図ります。
- ・地域とつながりを持ちながら、豊かに生活していくための支援を充実させるとともに、地域において精神障がい者への理解を深めてもらうために、関係機関との連携を図りながら市民への啓発活動に努めていきます。
- ・治療中断防止や適切な医療の確保のため、福祉相談に加え、最上保健所・医療機関等との連携により、保健・医療面での相談の充実を図っていきます。

(6) 教育・保育・療育の充実

(現状と課題)

障がい児（者）の一人ひとりがその可能性を伸ばし、持てる力を十分に発揮することができるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細やかな療育・教育を行うことが、将来社会的自立と社会参加に向けた基盤づくりとして重要になります。

障がい児の心身の育成は、できるだけ早期に必要な医療ケアや指導を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力が向上します。このため、健康診査により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じた適切な療育を実施する支援体制の整備を図ることが重要です。現在、上山市にある山形県総合療育訓練センターは距離的に遠いため、通い続けることに不安を抱える保護者が多いという実態があり、支援機関の充実が検討されています。

平成17年4月には「発達障害者支援法」が成立し、知的障がいのない自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいと認められる場合についても支援の対象となり、発達障がいと注目されるようになりました。今後は、このような気になる児童についても、各部門の連携を強化し幼児教育から初等教育へのスムーズな移行が求められているところです。

現在、学齢前障がい児に対する保育や教育の場としては、保育所、児童センター・児童館での障がい児保育、あるいは私立幼稚園での特別支援教育等がなされており、ことばに障がいのある幼児については、最上広域教育研究センターにおいて「幼児ことばの相談室」が行われています。さらに、発達障がいと思われる児童も増えている状況があることから、それに対応した保育士を配置しております。(表-21参照)

また、子育て推進課に養護主事(養護教諭資格を有する職員)を1名配置し、特別な支援を必要とする児童の保育課程及び指導計画について、各保育所等の担当保育士へ助言・相談を行い、より適切な保育・援助が図られるよう取り組みを行っています。併せて、障がい児が生涯にわたり継続的な支援が受けられるように「やまがたサポートファイル」を活用し、保護者への支援を行うとともに、関係機関との連携を図っています。

学齢に達した障がい児については、障がいがあることにより、通常学級で教育を受けることや、通常学級における教育だけではその能力を十分に伸ばすことが困難なために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導や配慮が必要です。小中学校においては、障がいの特性や教育的ニーズによって、通常の学級では個々に配慮しながら指導し、特別支援学級では、発達段階に応じて特に支援が必要な児童生徒には適切な指導を行っています。指導にあたっては、必要な学校に個別学習指導員または特別支援教育指導員を配置しています。また、県立新庄養護学校の小学部、中学部、高等部においては、知的発達の遅れがある児童生徒の学習や、家庭生活や社会生活に必要な知識や技能を指導しています。

子どもの発育、進路等に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するための専門的な相談窓口による適切なアドバイスが必要です。

現在、相談窓口は、乳幼児の発育発達相談で指導、助言を健康課の保健師が行っています。子育て推進課には家庭児童相談員を1人配置し、児童の心身発達上の問題等について相談を行っています。また、養護主事についても、各保育所への巡回訪問を行い、保護者からの相談体制強化に努めています。さらに、学校教育課に開設している教育相談室や、県立新庄養護学校の相談室では、常時保護者からの教育や就学に関する相談を受け、指導、助言を行っています。

山形県で設置している発達障がいに関する相談窓口として、子育てサポートセンターあおぞらはうすや療育相談支援センター陽だまりがありますが、ここでは発達の気になるお子さんについての電話相談や親子通所による療育相談等を行っています。

障がい児への対応は、個々に応じた一貫した相談支援が求められるため、福祉、保健・医療、教育等の各機関と調整協議を図り連携を密にして、支援体制の一層の充実を図っていくことが重要です。

(施策の具体的方向)

① 障がい児療育・育成の推進

- ・障がいの早期発見に努め、乳幼児から適切な療育、指導を行い、障がいの軽減や個々の能力を発揮させるため、早期療育体制の充実を図ります。

- ・障がい児の成長段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援計画を策定し、効果的な支援を行っていきます。
- ・他の児童との交流は、障がい児の健全な成長発達を促すための重要な取り組みの一つであるとの認識の下、各幼児教育施設や保育施設における障がい児の集団教育・保育を推進します。特に、公立保育所における障がい児の受け入れを体制の充実を図ります。また、放課後等デイサービス、その他事業など多様な療育体制の充実について促進を図ります。

② 適切な支援体制の整備

- ・就学前の早期からの気づきを図り、早期療育に繋げるため、保育所・教育機関・福祉・保健・医療等の各部門の連携を強化するとともに、山形県総合療育訓練センターや山形県中央児童相談所等関係機関との連携を密にしていきます。
- ・障がい児の成長段階に応じて、関係機関が適切に個々のニーズに応じた支援計画を策定し、効果的な相談支援体制を行っていきます。
- ・社会的・職業的自立を推進するため、教育、福祉、医療、就労等の幅広い観点から、個々のニーズに応じた適切な支援体制を構築します。
- ・各相談支援機関との連携を図り、障がいのある子どもやその保護者の就学相談・教育相談に努めます。
- ・一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育や相談支援を実践できるよう継続的な研修の強化に努めます。
- ・障がい者施設と放課後等デイサービス等の障がい児施設との連携を密にすることによって、障がい者施設への移行の際の障がい児や保護者の不安や困惑を軽減します。
- ・発達の遅れや障がいの疑われる児童が、認可保育所において適切な保育のもとで育つことができるよう、養護主事の訪問等による保育士への支援等を継続して実施します。さらに、他の教育・保育施設から支援の要望が出された場合にも対応できるよう、その体制整備を図ります。

③ 障がい児通所支援等の充実

- ・障がい児に対する指導訓練等の支援を行う児童発達支援をはじめとする「障害児通所支援」について、サービス提供体制の充実を図ります。
- ・放課後等デイサービス等により、放課後や夏休み期間中などの日中活動の場を確保します。

表－２１ 市立保育所 障がい児対応保育士数の推移

(各年度３月３１日現在) (単位：人)

| 施設名 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|-----------|----|----|----|----|
| 中部保育所 | 5 | 5 | 2 | 4 |
| 南部保育所 | 2 | 5 | 4 | 4 |
| 乳幼児保育所 | 0 | | | |
| 泉田保育所 | 1 | 3 | 3 | 2 |
| 萩野児童センター | — | — | — | — |
| 本合海児童センター | — | — | — | — |
| 升形児童館 | — | — | — | — |
| 計 | 9 | 13 | 9 | 10 |

(7) 雇用・就労の促進

(現状と課題)

障がい者が自立して生活していくためには、何よりも経済的な自立が重要となりますが、障がい者の一般就労は、昨今の社会情勢から依然として厳しい状況に変わりはありません。

障がい者の雇用については、昭和35年7月制定の「障害者の雇用の促進等に関する法律」と昭和41年7月制定の「雇用対策法」等の対策が講じられています。平成27年6月1日における新庄公共職業安定所管内の雇用率は4.38%となっており、全国平均の1.88%、県平均の1.93%を大きく上回っています。

平成22年6月には、最上障害者就業・生活支援センターが開設されました。就業・生活支援センター等関係機関の活動により就労および実習の実績は上がってきているものの、養護学校を卒業しても一般就労に結び付けることが難しいのが現状です。今後さらに、障がい者の就労を一層促進していくために、最上障害者就業・生活支援センターや新庄公共職業安定所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、企業や事業主に対する雇用促進のための啓発や、障がい者に対する相談と支援体制を整備する必要があります。

一般就労が困難な障がい者の福祉的就労の場としては、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所が市内に増えている状況があり、就労の場は広がってきてはいますが、工賃が低い、就労の実習の場が少ないなどの課題も残っています。

地域活動支援センター「ふぁーの木」では、作業訓練の場、あるいは生活訓練の場

として、在宅福祉の面で大きな役割を担い積極的な活動を展開しています。しかし、施設や設備の充実等に問題を抱えているほか、財政的基盤がぜい弱であるため、まだまだ経済的自立ができていない状況にあります。

障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の促進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的に「障害者優先調達推進法」が平成25年4月から施行されています。本市としても、この制度を積極的に活用していきます。

福祉的就労の場として、平成16年10月から障がい者と企業、そして行政が協働した「食品トレーリサイクル事業」を開始してから10年が経過しました。この事業は、環境保全と障がい者の雇用確保を結びつけるため、環境と福祉が融合した地域循環型リサイクルシステムとして、日本で初めての取組みであることから「食品トレーリサイクルシステム新庄方式」の名がつけられました。環境白書や小学校の副教材でも取り上げられるなど、環境にやさしい取組みとして全国的に注目されています。

就労継続支援B型事業所の「友愛園」と「たんぽぽ作業所」が関わり、就労自体に「地球環境のために」という社会的貢献への生きがいつくりと、工賃アップによる障がい者の自立促進をめざしています。

（施策の具体的方向）

① 障がい者の就労と社会参加の促進

- ・障がい者が地域で自立していくうえで、就労の場の確保が何よりも重要であるため、障がい者自らの職業的自立の意識と努力を啓発していきます。
- ・障がい者の職業的自立に向けた職業能力の向上及び就労の確保のため、最上障害者就業・生活支援センターや新庄公共職業安定所等の専門機関と緊密に連携を図り、その周知に努めます。

② 障がい者雇用の促進等への支援

- ・障がい者の雇用率を高めていくことが重要であり、まず、法定雇用率達成に向けて企業や事業主等に積極的に働きかけていくとともに、関係機関・団体の雇用促進事業に協力していきます。
- ・市をはじめとする官公庁あるいは市内関係機関に対して、障がい者の雇用を働きかけていきます。
- ・企業あるいは事業主の関心と理解を深めるため、職親など障がい者を雇用する場合の助成制度の周知、活用を図りながら、障がい者の雇用を促進します。
- ・さまざまな機会を通じ、障がい者の雇用促進に向け、企業に対する情報提供や情報交換を進めます。

③ 福祉的就労事業の充実

- ・就労継続支援事業の実施により、障がい者の福祉的就労の場の確保を図ります。

- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、市として具体的な調達方針や実績を公表し、市が発注する物品購入や業務委託について障がい者施設の参入機会の拡大に努めます。
- ・地域活動支援センターへの支援を引き続き推進していきます。
- ・就労継続B型事業所においては、販路拡大や工賃アップについて協力していきます。
- ・民間及び公的施設における実習機会の拡大に努めます。

(8) バリアフリー化の推進

(現状と課題)

障がい者が障がいのない人と同じように安心して社会生活、社会参加活動のできる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念の実現を図るためにも、安心して外出でき安全で利用しやすい施設や設備、環境づくりが重要です。これらの整備は障がい者だけではなく高齢者や女性、子供とすべての人にやさしい、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した福祉のまちづくりに通じます。

それには建築物、道路、公園等の物理的な障壁物の除去、移動のための交通手段の整備、住環境の整備等のバリアフリー化、そして災害時における防災体制の確立が重要となります。

新たな建築物施設は当然のこと、既存の公共的施設についても段差の解消、スロープ、手摺の設置、障がい者用トイレの設置等現状で可能なバリアフリー化を進めており、今後も施設の改修等に合わせて改善を進めていきます。また、一般の住宅においては生活しやすいように手摺の設置、屋内のバリアフリー化、トイレ風呂場廊下等の改善が講じられています。これらの住宅改修については、所得や障がい部位等での要件はありますが、支援を行っているところです。

障がい者の外出を妨げる道路交通環境の改善をはかり、安全で快適に通行できるような整備を一層推進する必要があります。交差点には視覚障がい者用音声式信号機の設置箇所を増設していく取組みや、車椅子移動と視覚障がい者移動に配慮した点字ブロックの設置、歩道の段差解消とそれぞれの障がい者に配慮した整備が必要です。また、公共施設、民間施設にも障がい者駐車スペースの整備が進められていますが、設置目的を理解せず利用マナーが守られていない現状もみられ、障がい者へ配慮した利用マナーの周知を行うことが必要です。

(施策の具体的方向)

① 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ・「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等に基づき、多くの市民が利用する施設

のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー化に係る周知啓発を図ります。
また、民間の建築物についても、整備促進を継続していきます。

- ・公園・道路などについて、障がい者用駐車場及びトイレの整備、公園内道路の舗装とバリアフリー化、歩道幅員確保を整備推進します。また、県で取り組んでいる身体障がい者等用駐車施設利用制度の普及活動に努めます。

② 情報のバリアフリー化の推進

- ・日常生活用具給付等事業において、視覚障がい者・聴覚障がい者に対する各種情報通信機器の給付を継続して実施します。

③ 住まいのバリアフリー化の推進

- ・日常生活用具給付等事業において、居宅におけるバリアフリーのための住宅改修に係る給付を継続して実施します。
- ・市営住宅の新築または改築をする場合は、障がい者や高齢者に配慮した整備に努めます。今後整備する施設等について障がい者用トイレの整備、バリアフリー化等を配慮していきます。

○本市の主な公共的施設のバリアフリーの状況

| 施 設 名 | 1 自動 ドア | 2 貸 出し 用 車 椅子 の 設置 | 3 車 椅子 用 ト イ レ 設置 数 | 4 出 入 り 口 の ス ロ ー プ 化 | 5 出 入 り 口 の 段 差 無 | 6 各 階 屋 内 の 段 差 無 | 7 エ レ ベ ー タ ー 設置 | 8 点 字 ブ ロ ッ ク 化 | 9 障 害 者 優 先 駐 車 場 | 10 イ ン タ ー ホ ン の 設置 | 11 車 椅子 利用 公 衆 電 話 | 12 A E D 設置 状況 |
|--------------------|---------------|---|---|---|---|---|---------------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|-------------------------------|
| 市役所 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | | 4 | | ○ | ○ |
| 上下水道庁舎 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | | 2 | | | ○ |
| 市保健センター | | ○ | 1 | | | | | | | | ○ | ○ |
| 最上検診センター | ○ | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ |
| 市民文化会館 | | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | | 4 | | | ○ |
| 市民プラザ | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2 | ○ | | ○ |
| ふるさと歴史センター | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | ○ | ○ | ○ |
| 図書館 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 2 | | | ○ |
| 雪の里情報館 | | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | | | ○ |
| わくわく新庄 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 4 | ○ | ○ | ○ |
| 萩野地区公民館 | | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| 八向地区公民館 | | | | | | | //// | | | | | |
| 山屋セミナーハウス | | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| 市体育館 | | ○ | 1 | ○ | | | //// | | 2 | | ○ | ○ |
| 市民球場 | | | 1 | ○ | | | //// | | 2 | | | ○ |
| 市武道館 | | | 1 | ○ | | | //// | | | | ○ | ○ |
| 農村環境改善センター | | | | ○ | | | //// | | | | | |
| 昭和活性化センター | ○ | | 1 | ○ | | | //// | | | | | |
| 空蔵四季の家 | ○ | | 1 | ○ | ○ | ○ | //// | | | | | |
| 新庄・最上さくらが丘斎苑 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | //// | | | | | |
| 最上公園 | | | 3 | ○ | | | //// | | | | | |
| 最上中央公園 | | | 2 | ○ | | | //// | | | | | |
| 東山公園 | | | | | | | //// | | | | | |
| すぼーてあ | ○ | | 1 | ○ | ○ | ○ | //// | ○ | 4 | | | ○ |
| 新庄大手町会館 | | | 1 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 社会福祉協議会 | ○ | ○ | 1 | | ○ | | | | 2 | | | |
| 市老人福祉センター | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | 1 | | ○ | ○ |
| 神室荘 | | ○ | 2 | ○ | ○ | ○ | //// | | | ○ | ○ | ○ |
| J R新庄駅 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | //// | ○ | | | ○ | ○ |
| 最上広域市町村圏事務組合 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 最上広域交流センター「ゆめりあ」 | ○ | ○ | 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 4 | ○ | ○ | ○ |
| 最上広域教育研究センター | | | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| 最上総合支庁 | ○ | ○ | 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2 | ○ | | ○ |
| 最上総合支庁産業経済部農村整備課 | | | 1 | ○ | | ○ | | | 1 | ○ | | |
| 最上総合支庁産業経済部農業技術普及課 | ○ | | 1 | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| 県立新庄病院 | ○ | ○ | 12 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 19 | ○ | ○ | ○ |
| 新庄警察署 | ○ | ○ | | | | ○ | | | 1 | ○ | | ○ |
| 新庄郵便局 | ○ | | 1 | ○ | ○ | | | ○ | 1 | | | |
| 新庄合同庁舎 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | | | ○ |
| 山形地方法務局新庄局 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | ○ | | ○ |
| 山形地方検察庁新庄支部 | ○ | ○ | 1 | ○ | | ○ | | ○ | 1 | ○ | | ○ |
| 山形地方裁判所新庄支部 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 1 | ○ | | ○ |
| 新庄税務署 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 1 | ○ | | ○ |
| 新庄年金事務所 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | ○ | | ○ |
| 東北地方整備局新庄河川事務所 | ○ | ○ | 1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 1 | ○ | | |

※ 有の場合 ○印 複数の場合は、数字で標記

(9) 防災・防犯対策の推進

(現状と課題)

防災面については、手話を必要とする方が、特定の様式で119番のファックスをすることにより救急・消防の通報ができる「119ファックス」を平成21年度より最上広域消防本部内において県内でさきがけて開始いたしました。また阪神淡路大震災、新潟県中越地震等を教訓に、大きな災害の際に自力で避難困難な障がい者や高齢者を支援することを目的として、平成22年度に災害時要援護者支援計画（全体計画）を策定しました。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、障がい者や高齢者の死亡率が高いという現状があったことから、今後、障がい者や高齢者個々の支援計画について地域の方々や福祉事業所等の支援体制を整備する必要があります。避難所対策についても障がい者の特性に配慮した運営・整備、また福祉避難所の整備体制を考慮する必要があります。

また、災害に備えるには、日頃からの心構えが必要であり、障がい者への防災知識の普及啓発を進めるとともに、障がい者自らも防災への備えを意識しつづけることが必要です。

防犯については、障がいによっては障がいの無い方よりも情報が得にくいなどの状況で詐欺商法等の被害にあう例も多く、障がい者に対する防犯知識の普及と事故時の障がい者への援助について、知識の普及に努めることが必要です。

(施策の具体的方向)

① 災害等における支援体制の整備

- ・障がい者の災害時における安全を確保するため、避難行動支援制度について、福祉関係団体等の協力を得ながら障がい者への制度周知を図るとともに、個別計画の普及を推進します。
- ・災害時要援護者支援計画に基づき、支援が必要な方の特定を行い、地域の方々との連携により災害時に支援が必要な障がい者個々の支援計画の作成に取り組みます。
- ・市内にある障がい者施設への連絡体制の整備を進め、災害情報を常に把握できるネットワークを構築し緊急時に備えていきます。
- ・消防、警察、防犯関係団体などとの連携を図り、協力しながら障がい者に対しての防犯知識の普及対策を図っていきます。

② 福祉避難所の設置に向けた取組みの促進

- ・災害等の緊急時における支援体制の拠点として障がい者の避難に対応した福祉避難所の設置に向けた取組みを促進します。

③ 防災意識の高揚

- ・市の担当窓口や「広報しんじょう」、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体、自治会等を通じて、防災についての情報提供及び防災意識の高揚を図ります。

④ 消費者トラブルの防止と防犯意識の啓発

- ・消費生活に係る身近な相談窓口として、市役所内にある市消費生活センターの周知と機能充実を図るとともに、県や警察等など各関係機関との連携を図ります。また、障がい者が犯罪にあわないような安全なまちづくりに向け、関係機関と連携しながら、防犯意識の啓発を図っていきます。

基本施策 2 社会参加の推進

(1) 社会参加のための手段の確保

(現状と課題)

社会参加を広げる上で移動手段の確保が重要な課題となります。公共交通機関については、近年、バス路線が大幅に縮小されており、高齢者や障がい者にとって大きな課題となっています。障がい者の外出手段の支援として福祉タクシー券、自動車給油券、又寝たきり移送サービス券の助成が行っていますが、一般の障がい者を対象とした福祉有償輸送を行う事業所も現れているため、そうした体制の拡充と一般の方にも共通したデマンド交通等の整備についても検討が必要です。

障がいの状況や支援者の状況、生活状況により移動方法は多種多様であるため、今後移動手段についてのニーズを把握し、現在行っているタクシー券や給油助成券、地域生活支援事業の移動支援事業を見直していく必要があります。

市で実施している社会参加支援事業については、手話奉仕員やガイドヘルパーの派遣、声の広報など公的福祉サービスを活用した地域における交流活動の支援を行っています。特に、手話を必要とする聴覚障がい者の需要に対応するため、手話奉仕員の登録者を増員する必要があります。毎年、年 20 回ほど手話奉仕員と手話を必要とする障がい者とが連携し「手で話そう“手話教室”」を開催しています。初めて手話に接する方から実践的な手話技術を取得するまでの初級・上級コースも開設するなど、新規の奉仕員の育成に努めております。また、中途聴覚障がい者等手話ができない方への要約筆記者の育成が求められています。

障がい者自身とその家族の地域社会への関わりや交流事業への参加などが市民の理解が得られる近道であると言え、障がい者とその家族の主体的取組みとそれに対する支援が必要となります。

(施策の具体的方向)

① 移動手段対策の充実

- ・移動・交通手段・公共交通機関の確保として、重度ねたきり障がい者への移送サービス券の交付、障がい者等級区分による福祉タクシー券、給油券交付のほか家族介護車両改造費助成事業の継続に努めます。
- ・一人で外出が困難な障がい者の移動支援事業を継続して実施し、社会参加の促進を図ります。
- ・身体障がい者に対する自動車改造費助成を継続して実施します。

② 意思疎通支援の充実

- ・聴覚障がい者が公的機関や医療機関等に出かける必要がある場合、円滑な意思疎通を図ることができるよう手話通訳者の派遣事業を継続して実施します。また、手話ボランティア養成講座等の開催により、手話通訳者の養成を図ります。
- ・手話奉仕員や手話通訳者養成のための講座を開催します。要約筆記者の養成については、県や聴覚障がい者団体主催等の養成講座の周知を図ります。

(2) 社会参加の機会の拡大

(現状と課題)

障がい者スポーツ及び文化芸術活動への参加は、リハビリテーションと障がいのある人の社会参加の機会拡大を図るうえで重要であるだけでなく、障がいのある人への理解を広げる啓発活動の機会としても重要です。障がいのある人相互の親睦と健康増進を図るため、新庄市身体障害者福祉協会において実施するスポーツ大会の開催等に対して支援を行っています。同協会にスポーツ教室開催を委託し、市身体障がい者スポーツ大会、最上広域身体障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会へ多くの方の参加を促進し、障がい者スポーツの普及と定着に力を注いでいます。この中から全国大会へ出場し上位の成績を修めるとともに、交流を深め成果を上げています。文化芸術活動においては、文化芸術講座の開催や「市民健康福祉まつり」への作品の出展など広く市民の理解を深める活動に結びついています。

(具体的施策)

① スポーツ、文化活動等の振興

- ・障がい者が参加する各種スポーツ大会、レクリエーション教室、文化芸術講座、作品展を支援するなど、スポーツ・文化活動の普及を図ります。
- ・市身体障害者福祉協会と連携しながら、スポーツ教室・文化活動に関する事業を継続して実施します。
- ・スポーツ及び文化芸術活動を積極的に推進し、障がい者の生きがいを高めるとともに、自己表現や能力の開発及び社会参加を通じた生活の質を向上していくよう努めていきます。

② コミュニケーション支援体制の充実

- ・コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者に対する手話奉仕員、要約筆記者の育成を推進するとともに、これらの派遣体制を充実していきます。さらに、手話通訳士の育成を支援します。
- ・要約筆記者を引き受けていただく方の掘り起こしをしていくと共に、研修参加を支援していきます。

③ 社会参加を支援する情報通信システムの普及

- ・日常生活用具で支給可能なものについては積極的に活用を図っていきます。
- ・手話が必要な方へのアイドラゴン（CS手話放送）等の導入について支援していきます。
- ・視覚障がい者に対して、図書館にある点字プリンターや図書読み取り機、音声録音機、音声パソコン等の活用を、図書館職員の協力のもと継続的に支援していきます。
- ・交流活動、情報交換の場である市民プラザの「ぷらっと」などを利用し、情報提供を促進していきます。

基本施策 3 地域で支え合う仕組みの構築

(1) 啓発・広報活動の推進

(現状と課題)

障がい者の問題は全ての人の問題であるとも言え、障がい者が地域で普通に生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション」の理念を現実していくために、障がいと障がい者に対する市民の正しい理解、地域での受け入れが不可欠であると考えます。そのため、「広報しんじょう」や「在宅福祉サービス」のパンフレット、ホームページ、市社会福祉協議会の「しんじょう社協だより」等を活用することはもとより、「障がい者週間」等の機会をとらえて啓発広報活動に努めています。

また、法令による事業などは、専門用語を使用せざるをえないこともあり、障がい者にとっては理解が難しいこともあるため、工夫をしていきます。

毎年、地域のもがみ産業まつり、市民健康福祉まつり、また市役所等の公共機関へ障がい者事業所等がバザーや自家製品を出すなど、障がい者自らが市民との交流、障がい者への理解を広げる活動を実施しています。

障がいに対する市民の理解を深めるには子供の頃からの啓発広報が重要であるため、小中学校等の学校教育において障がいや障がいのある人に対する理解と思いやりなどの心を育む福祉教育の推進に努めます。市内高等学校においても、ボランティア活動で障がい者事業所の運動会に参加するなど、障がい者との交流が継続して行われておりますので、そうした活動を通じて障がい者や障がい特性への理解を育む活動を支援することが必要です。

(施策の具体的方向)

① 啓発・広報活動の充実

- ・「障がい者週間（12月3日～12月9日）」の周知を図るとともに、関連行事などを通じて市民の障がい者福祉についての関心と理解を高めていきます。
- ・障がいや障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深めるため、市発行の「広報しんじょう」や市社会福祉協議会発行の「しんじょう社協だより」をはじめとする各種メディアの活用による啓発広報活動を積極的に推進していきます。
- ・「市民健康福祉まつり」をはじめ、「一歩²（いっぽいっぽ）フェスタ」、「もがみ産業まつり」等のイベントの機会を数多く促えて、積極的な啓発広報を行います。
- ・障がい者に係る制度や手続きが、よりわかりやすい手法を検討します。視覚・聴覚障がい者が容易に情報を取得できるような体制を整備します。
- ・障がい者団体の啓発事業や障がい者自身とその家族が主体的かつ積極的に交流活動を促進するために、できる限りの支援を行います。

- ② 障がい者団体活動の支援
 - ・障がい者団体の啓発事業や障がい者自身とその家族が主体的かつ積極的に交流活動を促進するために、できる限りの支援を行います。
- ③ 地域における福祉活動の促進
 - ・「ふれあいいいききサロン」や「見守り活動」など、新庄市社会福祉協議会等が、地域で実施する活動を支援します。また、障がいと障がい者への理解を深めるために、イベント開催やパネル展示、各種講座等への支援を図ります。
- ④ 福祉に関する教育及び理解の推進
 - ・障がい者に対する理解の広がりを期待していくには、幼いころからの啓発や教育が重要であると考えます。そのために、学校教育の中での交流学习やボランティア活動あるいは家庭教育を通じた福祉教育の効果的な進め方の検討を行いながら、福祉教育の一層の推進を図ります。
 - ・障がい者が地域において安全に安心して生活できるよう、各種公共サービス従事者への障がい者に関する理解とその徹底を図ります。

(2) 地域資源の活用

(現状と課題)

障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を送るため、公的サービスのみならず、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会、民間企業等、障がい者も含む多種多様な主体による障がい者のための取組みを促進していく必要があります。

特に、全ての人々が偏見をなくし、障がい者福祉の理念のもとに障がい者への理解を深めるきっかけとして、ボランティア活動等への参加があります。

現状では、ボランティアがしたいがどこへ問い合わせたらよいだらうといった声もあり、いつでもどこでも気軽に参加できるボランティア活動のシステム作りが必要です。現在は、市社会福祉協議会の「市ボランティアセンター」を窓口に活動事業が行われており、冬季の緊急対応が望まれる雪下ろしボランティアなど期待が寄せられています。福祉以外の分野でのボランティアについては、市民プラザ内にある「ぷらっと」で支援しておりますが、その役割分担や連携について更に深める必要があります。

今後は、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援したり、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進していく必要があります。

(施策の具体的方向)

① ボランティア活動支援体制の充実

- ・ボランティア活動に関する相談、情報提供等の充実や、福祉ボランティアの養成、活動の促進に向け、市社会福祉協議会の機能充実を図るとともに、関係機関における連携体制の更なる促進を行っていきます。
- ・市社会福祉協議会が設置している「市ボランティアセンター」と市で設置している「ぷらっと」の二つの窓口の役割分担と連携を更に図り、ボランティア活動に参入しやすい環境を整備します。また、「しんじょう社協だより」等の情報誌の発行や同協議会が開催している研修会などでの啓発広報活動を通して、市民の理解促進と意識高揚を図るとともに、ボランティアの育成と活動への支援を行います。
- ・学校教育や生涯学習活動を通して、障がい及び障がい者への適切な理解を促進するとともに、ボランティア活動に対する取組みを推進します。

② 企業等のボランティア活動の促進

- ・企業等への周知啓発や情報提供を行い、ボランティア活動への参加を促進します。また、学校においては、特別活動や総合的な学習の時間等を通し、ボランティア意識の高揚を図ります。

第4章 計画の推進

1 行政における推進体制の確立

本計画における障がい者施策は、福祉分野のみでなく、保健、医療、教育、就業、生活環境など多くの行政分野にまたがっており、国、県、庁内関係各課や市社会福祉協議会、市身体障害者福祉協会など関係機関・団体との連携を図りながら、計画の実施状況について定期的に把握、点検を行い、効率的、効果的な障がい者施策の推進に努めます。

2 計画推進体制

本計画に基づく障がい者施策の着実な推進を図るため、施策の実施状況について市障害者福祉計画推進委員会において報告、協議し、具体的に推進する施策の中において障がい者関係団体からの意見・要望が反映された計画の推進体制を図ります。

3 市民の理解と協力及び自主的な取組み

本計画に基づく障がい者施策を推進するには、行政の力だけでなく、市民が地域の中で障がい者と共に生きる「ノーマライゼーション」の考え方から、市民の障がい者への理解と協力及び自主的な活動が重要となってきます。また、市民協働の参画の意識・考え方も求められてきます。そのため、今後、計画の周知や情報提供体制の充実強化を図り、障がい者に対する理解、協力と支援を求めていきます。

4 障がい者の積極的な取組み

本計画を実効性のあるものとするために、障がい者自らが計画の着実な推進と事業内容の充実化に向けて、積極的に取り組むことが重要となります。

そのため、計画の周知、情報提供体制の充実を図るとともに、市身体障害者福祉協会をはじめとする障がい者団体の組織強化と活動の活性化などを促進します。

5 県及び関係機関との連携

県及び関係機関との連携を強化し、協議、調整を行いながら計画の実効性を確保します。

6 国の動向など

(第4次山形県障がい者計画より)

| 公布年月 | 施行年月 | 法制度の動き | 主な内容 |
|-------|---------------------|------------------------|--|
| 23年6月 | 24年10月 | 障害者虐待防止法の制定 | 障がい者に対する虐待の防止 市町村への通報義務 都道府県障がい者権利擁護センターの設置 |
| 23年8月 | 23年8月 | 障害者基本法の改正 | 障害者定義の見直し 差別禁止に関する条文新設(「合理的配慮」の導入) |
| 24年6月 | 25年4月 (一部 26年4月) | 障害者総合支援法への改正 | 障害者自立支援法の題名を変更 障害者の範囲の見直し(難病等を追加) 重度訪問介護の対象拡大 等 |
| | 25年4月 | 障害者優先調達推進法の制定 | 障害者就労施設等からの優先的な調達の推進 |
| 24年8月 | 25年4月 | 障害者の雇用の促進等に対する法律施行令の改正 | 法定雇用率の引き上げ(0.2%引き上げられ、民間企業2.0%、県知事部局2.3%) |
| 25年6月 | 28年4月 | 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定 | 差別を解消するための措置(差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)差別を解消するための支援措置(相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施等) |
| | 28年4月 (一部 30年4月) | 障害者雇用促進法の改正 | 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加 |
| | 26年4月 (一部 28年4月) | 精神保健福祉法の改正 | 医療提供を確保するための指針の策定 保護者制度の廃止 |

今後は、「障害者総合支援法」等の国の施策動向を踏まえ、補助事業の積極的導入を図りながら本計画を推進するとともに、制度の改善、拡充と財源確保などについて要望していきます。

7 計画の改定

障がい者を取り巻く環境や国、県における施策動向などに急激な変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第5章 計画の策定体制及び経過

1 新庄市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

| 選出区分 | 職名 | 氏名 |
|-------------------|---------------------------|--------|
| | 新庄市民生委員児童委員協議会連合会会長 | 本澤 昌紀 |
| 障害福祉サービスを利用する団体等 | 新庄市身体障害者福祉協会会長 | 中部 道子 |
| | 新庄市手をつなぐ育成会会長 | 渡部 圭一 |
| | 最上ほほえみ会副会長（最上地区精神障害者支援団体） | 高山 三雄 |
| 教育機関 | 山形県立新庄養護学校教頭 | 高橋 節子 |
| | 特別支援教育コーディネーター（北辰小学校） | 津藤 むつみ |
| 障害福祉サービスを提供する事業所等 | 社会福祉法人友愛の里 友愛園園長 | 高橋 聖一 |
| | 新庄明和病院院長 | 田所 稔 |
| | もみの木訪問介護事業所所長兼管理者 | 渡部 鶴子 |
| 行政機関 | 新庄公共職業安定所統括職業指導官 | 佐藤 順 |
| | 最上総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課長 | 鈴木 慎也 |

委員長 本澤 昌紀 副委員長 中部 道子

2 計画策定までの主な経過

| 年月日 | 事項 | 内容 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|
| 平成27年10月20日 | 第1回事務局検討会 | 計画策定方針の協議 |
| 平成27年10月29日 | 第1回計画推進委員会（策定委員会） | 委員の委嘱、 計画素案の協議 |
| 平成28年1月27日 | 第2回事務局検討会 | 計画（案）の検討 |
| 平成28年2月5日 | 第2回計画推進委員会（策定委員会） | 計画（案）の協議 |
| 平成28年2月17日 | 市議会産業厚生委員協議会 | 計画（案）説明 |
| 平成28年2月24日 ～平成28年3月8日 | パブリックコメント | 意見の公募 |
| 平成28年3月11日 | 第3回事務局検討会 | 計画（案）検討 |
| 平成28年3月28日 | 第3回計画推進委員会（策定委員会） | 計画策定 |

資料 街で見かける主な障がいのある人にかかわるマーク（内閣府ホームページより）

| 名称 | 概要等 | 連絡先 |
|---|--|--|
| <p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p>  | <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> | <p>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p> |
| <p>【身体障害者標識】</p>  | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141（代）</p> |
| <p>【聴覚障害者標識】</p>  | <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141（代）</p> |

| 名称 | 概要等 | 連絡先 |
|--|--|--|
| <p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p>  | <p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885</p> |
| <p>【耳マーク】</p>  | <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p> | <p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p> |
| <p>【ほじょ犬マーク】</p>  | <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237</p> |

| 名称 | 概要等 | 連絡先 |
|---|--|---|
| <p>【オストメイトマーク】</p>  | <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p> |
| <p>【ハート・プラス マーク】</p>  | <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：052-718-1581</p> |
| <p>【障害者雇用支援マーク】</p>  | <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p> <p>障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、宜しく申し上げます。</p> | <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155</p> |

| 名称 | 概要等 | 連絡先 |
|---|---|---|
| <p>【身体障がい者等用駐車施設利用証】</p>  | <p>公共施設やスーパー等不特定多数の方々が訪れる民間施設に設けられている車いす使用者用駐車施設について、車いす使用者をはじめ下肢障がい等を有する身体障がい者、要介護高齢者、妊婦等行動上の制限を受ける方々に「身体障がい者等用駐車施設利用証」を交付し、この利用証を駐車時に表示することで利用が適正であることを示すとともに、施設管理者のご協力をいただきながら、身体障がい者等用駐車施設の適正な利用を促進しています。このような取組みを通じ、互いに支えあいながら県民だれもがその能力を十分に発揮し、快適な生活ができる地域社会の実現を図ります。</p> | <p>最上総合支庁（最上保健所） 保健企画課 TEL：0233-29-1255</p> |

第4次新庄市障がい者計画

平成28年3月

編集・発行 新庄市成人福祉課
電話 0233 (22) 2111 (代)
FAX 0233 (23) 2469